

2009年2月5日

私の名誉毀損に対する訴訟及びその判決について

衆議院議員 岡田 克也

本日、私が控訴人である謝罪広告等請求控訴事件（東京高裁平成20年（ネ）第1994号事件）に対する判決が言い渡された。

当該事件は、自由民主党政務調査会首席専門員である被控訴人・田村重信氏がその著書の中で、私が通産省勤務時代に不動産会社「岡田興産」の取締役を務めていたことを取り上げて、「ジャスコの全国展開を推進した岡田興産と通産省の関係で、通産官僚の岡田さんが何らかの便宜を図ったのではないかという疑惑」があるなどと誤った事実を記述し、もって私の名誉を毀損したため、謝罪広告の掲載と損害賠償の支払いを求めたものである。

本日言い渡された判決は、「岡田興産の事業を通じて実父が経営する大手流通企業に対する便宜を図ったという疑惑が存在するとの事実を摘示した」ことについて、その「事実の重要部分が真実であることの立証をしないし、上記事実を真実と信じるについて相当の理由があることの主張立証をしない。」「およそ岡田興産がジャスコないしイオングループの全国展開を推進するといった事実があったとは認めがたい」として、田村氏に対して損害賠償の支払いを命じた。

私は政治家として20年来、「政治家に対する国民の信頼」が最も重要な政治の基盤であるとの信念の下で活動してきた。政治家に対する批判は基本的には広く認められるべきだが、それはあくまで事実に基づいたものでなければならない。今回の判決によって、その当然のことが改めて確認されたと言える。